

定期報告対象と報告時期

分類		周期		
		特定建築物	建築設備	防火設備
特定建築物 建築設備 防火設備	劇場、映画館、演芸場、 観覧場（屋外観覧場を除く）	令和7年の 6月～9月 以降3年ごとの 6月～9月 （令和10年、令和13年…）	令和7年の 6月～9月 以降毎年 6月～9月 （常時閉鎖式防火扉は3年ごと）	
	公会堂、集会場			
	ホテル、旅館、簡易宿舎			
	病院、有床診療所、 介護老人保健施設、 児童福祉施設等			
	サービス付き高齢者向け住宅、 認知症対応型グループホーム、 障害者グループホーム			
	体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツ練習場			
	百貨店、マーケット、物販店	令和7年の 10月～翌1月 以降3年ごとの 10月～翌1月 （令和10年、令和13年…）	令和7年の 10月～翌1月 以降毎年 10月～翌1月 （常時閉鎖式防火扉は3年ごと）	
	展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店			

分類		周期
昇降機	エレベーター、エスカレーター、段差解消機、 いす式階段昇降機、 小荷物専用昇降機（テーブルタイプ含む）	毎年 前回の定期報告から1年以内
遊戯施設	高架の物（ウォーターシュート、コースター等） 原動機を使用して回転運動をするもの （メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、 飛行塔等）	

- ・当該報告に係る調査・検査は、定期報告書の提出日から遡って3か月以内に行ってください。
- ・新たに検査済証を取得した建築物については、初回の報告が免除となります。
（例：令和6年4月に検査済証を受けた場合、令和7年度の報告が免除となります。）